

令和4年10月20日
教育部社会教育課

調布市八ヶ岳少年自然の家の臨時休業について

調布市八ヶ岳少年自然の家条例（昭和58年条例第3号）第4条第1項ただし書の規定により，下記のとおり調布市八ヶ岳少年自然の家の臨時休業日を定めます。

記

1 施設名

調布市八ヶ岳少年自然の家

2 臨時休業日

令和4年10月27日（木）から令和5年3月31日（金）まで

3 理由

機械設備改修工事を実施するため